





第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の規定による証票、第五十二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第一百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正後の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による証明書とみなす。第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附 則** (平成一三年三月二三日厚生労働省令第三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日厚生労働省令第九七号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年二月三日厚生労働省令第一五六号)

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年二月二十五日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年二月三日厚生労働省令第一六八号) 抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年二月二十五日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年法律第六十八号の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二八年二月二十五日厚生労働省令第二五号)

この省令は、平成二十六年法律第六十八号の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則** (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行

政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(様式に関する経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一号（第二条関係）

労働保険審査請求書  
審査請求人の  
一 住所又は居所  
審査請求人が法人であるときは  
審査請求人が法人であるときは  
二 代理人によつて審査請求をすると  
きは、代理人の  
三 原処分を受けた者の  
四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるとき  
五 原処分に係る労働者の氏名  
六 原処分に係る労働者以外の者であるときは、当  
生當時既に受けたいた事務局の  
七 原処分をされた労働基準監督署長名  
八 原処分があつたことを知つた年月日  
九 審査請求の趣旨  
十 審査請求の理由  
十一 原処分をした労働基準監督署長〔有  
の教示の  
十二 証拠し審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並  
びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
十三 法第百零一条に規定する期間の経過後において審査請求  
をす場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由  
右のとおり審査請求をする。

令和年月日  
審査請求人氏名  
代理人によるときは、名称及び代表者の氏名

一 住所又は居所  
二 代理人によつて審査請求をすると  
きは、代理人の  
三 原処分を受けた者の  
四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるとき  
五 原処分に係る労働者の氏名  
六 原処分を受けた者が原処分を受いた者以外の者であるときは、当  
生當時既に受けたいた事務局の  
七 原処分をされた労働基準監督署長名  
八 原処分があつたことを知つた年月日  
九 審査請求の趣旨  
十 審査請求の理由  
十一 原処分をした労働基準監督署長〔有  
の教示の  
十二 証拠し審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並  
びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
十三 法第百零一条に規定する期間の経過後において審査請求  
をす場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由  
右のとおり審査請求をする。

様式第二号（第二条関係）

労働保険  
被保険者に対する特別措置審査請求書

審査請求人の  
一 住所又は居所  
審査請求人が法人であるときは  
審査請求人が法人であるときは  
二 代理人によつて審査請求をすると  
きは、代理人の  
三 原処分を受けた者の  
四 原処分を受けた者との関係  
五 原処分を受けた者との間接的安定期所又は地連輸局の長名  
六 原処分があつたことを知つた年月日  
七 原処分をした公共職業安定所又は地連輸局の長名  
八 審査請求の趣旨  
九 原処分をした公共職業安定所又は  
地方運輸局の長の教示の  
十 証拠し審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並  
びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
十一 法第百零一条に規定する期間の経過後において審査請求  
をす場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由  
右のとおり審査請求をする。

令和年月日  
審査請求人氏名  
代理人によるときは、名称及び代表者の氏名

一 住所又は居所  
二 代理人によつて審査請求をすると  
きは、代理人の  
三 原処分を受けた者の  
四 原処分を受けた者との関係  
五 原処分を受けた者との間接的安定期所又は地連輸局の長名  
六 原処分があつたことを知つた年月日  
七 原処分をした公共職業安定所又は地連輸局の長名  
八 審査請求の趣旨  
九 原処分をした公共職業安定所又は  
地方運輸局の長の教示の  
十 証拠し審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並  
びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
十一 法第百零一条に規定する期間の経過後において審査請求  
をす場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由  
右のとおり審査請求をする。

令和年月日  
審査請求人氏名  
代理人によるときは、名称及び代表者の氏名



## 様式第五号(第三条関係)

審理のための処分の申立書

一 事件の表示

二 (1) 営問し、又は意見若しくは報告を徵すべき審  
査請求人、再審査請求人又は参考人の  
住所又は居所

(2) 提出を命ぜべき文  
書その他の物件の  
所有者、所持者又は保  
管者との氏名又は名称

(3) 鑑定の対象の表示  
右の者の住所又は居所

(4) 立ち入るべき事業  
所その他の場所の  
住所又は居所

(5) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名  
検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

(6) 診断を受けるべきこと、氏名  
を命ぜべき効能者の  
住所又は居所

三 申立ての趣旨及び理由  
右のとおり審理のための処分を申し立てる。

令和  
年  
月  
日

申立人  
〔氏名  
職  
〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕  
〔住所又は居所〕

## 様式第五号の二(第五条の二関係)



一 交付実施申立書  
二 対象書又は対象磁的記録等に足りず  
三 対象書又は対象磁的記録について求め  
右のとおり交付を命める場合にあっては、その旨  
令和  
年  
月  
日

申立人  
〔氏名  
職  
〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕  
〔住所又は居所〕

様式第六号(第四条関係)

(裏面)

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄
第十五条　審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。
四　事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の關係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。
2　審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。
3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、關係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
第五十二条　第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害關係者は、審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

(裏面)

〔縦八・五センチメートル〕  
〔横六・五センチメートル〕

(表面)

第号	令和年月日交付	厚生労働省印
労働者災害補償保険審査官	氏名	

(表面)

労働者災害補償保険審査官証票

様式第七号(第四条関係)

(裏面)

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄
第十五条　審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。
四　事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の關係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。
2　審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。
3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、關係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
第五十二条　第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害關係者は、審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

(裏面)

〔縦八・五センチメートル〕  
〔横六・五センチメートル〕

(表面)

第号	令和年月日交付	厚生労働省印
雇用保険審査官	氏名	

(表面)

雇用保険審査官証票

様式第八号（第四条関係）

様式第八号(第四条関係)

(裏面)
<p>労働保険審査官及び労働保険審査会法抄</p> <p>第四十六条 審査会は、審理を行ったため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の關係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。</p> <p>二 審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。</p> <p>三 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯、關係者から求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害關係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。</p>

(表面)
<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日 交付</p> <p>労働保険審査会 審査員 氏 名</p> <p>厚生労働省印</p>

様式第九号（第六条関係）

様式第九号(第六条関係)

(裏面)
<p>一 事件の表示 二 受継り理由 三 右のとおり手続の受継をしたので届ける。 令和 年 月 日</p> <p>承継人 〔住所又は居所 氏名〕</p>

## 様式第十号(第八条関係)

決定更正申立書  
裁決

- 一 事件の表示  
二 申立ての趣旨及び理由  
右のとおり決定の更正の申立てをする。  
令和年月日  
申立人〔氏名〕住所又は居所  
〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕

## 様式第十一号(第九条関係)

参加申立書

- 一 事件の表示  
二 申立ての趣旨及び理由  
三 証據審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
右のとおり参加の申立てをする。  
令和年月日  
申立人〔氏名〕住所又は居所  
〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕

- 一 事件の表示  
二 申立ての趣旨及び理由  
三 証據審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
右のとおり参加の申立てをする。  
令和年月日  
申立人〔氏名〕住所又は居所  
〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕

- 一 事件の表示  
二 申立ての趣旨及び理由  
三 証據審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由  
右のとおり参加の申立てをする。  
令和年月日  
申立人〔氏名〕住所又は居所  
〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕

## 様式第十二号(第十条関係)

審理非公開申立書  
 一 事件の表示  
 二 申立ての趣旨  
 右のとおり審理の非公開の申立てをする。  
 令和 年 月 日  
 申立人  
 氏名 住所又は居所  
 (法人のときは、その名称及び代表者の氏名)  
 労働保険審査会会長職

## 様式第十三号(第十一条関係)

調書閲覧請求書  
 一 事件の表示  
 二 閲覧請求の理由  
 右のとおり調書の閲覧請求をする。  
 令和 年 月 日  
 閲覧請求人  
 氏名 住所又は居所  
 (法人のときは、その名称及び代表者の氏名)  
 労働保険審査会会長職